

(別表)

森林ファンド助成対象経費

区 分	内 容
謝 金	講師・指導者経費（講師・指導者の旅費・宿泊費を含む） <u>(注1)</u>
使用賃借料	バス・車両・機械等借上料、会場借上料など
原 材 料 費	苗木、支柱、肥料、標識、資材など <u>(注5)</u>
保 険 料	ボランティア傷害保険、損害賠償保険など
消 耗 品 費	事務用品、インク代・器具・用具代、替え刃、燃料代など <u>(注5)</u> <u>(注7)</u>
印 刷 費	報告書・パンフ・チラシなどの作成に掛かる経費
通 信 費	郵送料、振込手数料、切手、ハガキなど <u>(注6)</u> <u>(注7)</u>
旅 費	集合・解散場所から作業現場までの交通費 <u>(注1)</u> <u>(注2)</u> <u>(注4)</u>
委 託 料	地拵・作業道等整備のため、一部を委託したもの
食 料 費	助成対象外 <u>(注3)</u>

注釈の内容

(注1)	ボランティア活動に参加する会員・参加者の人件費・労賃・宿泊費・自宅から集合場所までの旅費は、助成金交付の対象とはなりません。
(注2)	ホテル・旅館・厚生施設等の宿泊費は、助成金交付の対象とはなりません。
(注3)	弁当などの食糧費（飲み物代含む）は、助成金交付の対象とはなりません。
(注4)	居住地から集合・解散場所までの旅費は、助成金交付の対象とはなりません。
(注5)	刈払機、チェーンソー、デジカメ、パソコンなどの機械・器具・備品の購入は、助成金交付の対象とはなりません。
(注6)	商品券・図書券等の金券は、助成金交付の対象とはなりません。
(注7)	印刷費を除く事務費（事務用品や通信費）は、交付要望額（交付金額）の20%以内としてください。